「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」の周知事項等について 18 か国語に翻訳いたしました。翻訳素材として、在留外国人への周知にご活用ください。

事 務 連 絡 令和3年3月11日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

在留外国人のお祭り等における 新型コロナウイルス感染症対策の各国言語による周知について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

これまで、「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の 徹底について」(令和2年10月30日、11月13日、12月18日、令和3年2月19日発 出)にて、在留外国人における大規模クラスター等の発生を防ぐとともに、自国の伝統や 風習等に基づき行うお祭り等が安全に開催できるよう、在留外国人担当部局などの関係部 局や、国際交流協会などの関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し、 周知をお願いしてきたところですが、当該事務連絡の別紙箇所について18か国語に翻訳 (別添参照)いたしました。

つきましては、下記1から3にご留意いただきつつ、SNSやHP等への掲載、チラシの作成等、在留外国人における新型コロナウイルスの感染症拡大防止の広報に活用していただくよう、お願いいたします。

なお、当室においても関係外交代表団や団体等と連携し、より有効な情報発信や支援を引き続き進めてまいります。引き続き在留外国人に対する適切な感染拡大防止のための支援等について御尽力、御協力をお願いします。

記1:翻訳言語

英語、アラビア語、イタリア語、スペイン語、ドイツ語、ロシア語、韓国語、フランス語、ポルトガル語、中国語 (簡体字)、中国語 (繁体字)、インドネシア語、タガログ語、カンボジア語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

記2:使用用途

各都道府県において、SNS や HP 等への掲載やチラシの作成等の素材として適宜お使いください。

※ 現在コロナ室では、今回お送りする翻訳文章を掲載したイラスト入りのチラシの 準備を進めております。チラシは準備が整い次第、電子ファイルにてお送りいたし ます。

※ 周知等を行っていただく際の方法として、すでに各都道府県におけるチラシ等の フォーマット等があれば今回送付する翻訳素材を落とし込んでいただく形、後日当 室から送付するチラシを用いる形、どちらでも結構です。

記3:備考

今回行った翻訳は仮訳であり、必ずしも各国又は同国内における地域ごとの言い回し等 に即さない場合がございます。

翻訳に関して改変等の必要がある場合は、各項目の趣旨に反しない範囲内において各都 道府県の御判断で行っていただいて結構です。

なお、その結果、内容に齟齬が生じた場合については、当室として責任を負いかねます のでご承知おきください。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)

担当者:八重樫、神前、重友、倉田、北村、山口、岩熊、石岡

TEL: 03-6257-1309

「在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (令和3年2月19日付事務連絡)翻訳箇所

- 体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。
- 密が発生しやすい場所や基本的な感染防止策が徹底されていないイベントや会食への 参加を控えること。特に、多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、 大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店での大量または深夜にわたる飲酒や、飲酒しての行事への参加は、その行事の特性を踏まえつつ、なるべく自粛すること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい楽しみ方を検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合で、医療機関への受診等に関して疑問等がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。

【参考②:電話相談窓口】

- 各都道府県の相談窓口(医療機関への受診に関する疑問)
 - ・やさしい日本語: https://www.covid19-info.jp/area-jp.html
 - 英語: https://www.covid19-info.jp/area-en.html
 - ・ポルトガル語: https://www.covid19-info.jp/area-pt.html
 - •中文(簡体): https://www.covid19-info.jp/area-cs.html
 - •中文 (繁体): https://www.covid19-info.jp/area-ct.html
 - 韓国語: https://www.covid19-info.jp/area-kr.html
- 厚生労働省電話相談窓口(発生状況、全般に関する疑問)
 - ・電話番号 0120-565-653 (9時から21時対応)
 - ・対応言語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語*、ベトナム語* ※タイ語は 9 時から 18 時対応、ベトナム語は 10 時から 19 時対応

【参考③:外国人の生活支援にかかる情報等】

- O 外国人在留支援センター (FRESC) (出入国在留管理庁) http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html
- 〇 外国人生活支援ポータルサイト

各省の支援施策や地域における外国人向けの生活相談窓口の一覧等を言語別に掲載。

トップページ: http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html